

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 25 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 128 号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「ある職員」の次に「（以下「特定教育指導職員」という。）」を加える。

第 4 条の 2 の見出し中「特例の適用期間」を「適用」に改め、同条を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

条例別表第 3 2 教育職給料表 (2) 備考第 2 項に規定する「その職務の級が 3 級である職員で市長が定めるもの」とは、教頭及び指導主事（職務の級 3 級である者に限り、総務局長が定める者を除く。）とする。

2 条例別表第 3 2 教育職給料表 (2) 備考第 2 項に規定する「その職務の級が 2 級、特 2 級又は 4 級である職員で市長が定めるもの」とは、校長、指導主事（職務の級 2 級、特 2 級又は 4 級である者に限り、総務局長が定める者を除く。）、社会教育主事及び特定教育指導職員とする。

第14条第4項中「掲げる場合」の次に「（別に定める場合に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第14条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。